

国東市津波避難行動計画

令和2年1月

国 東 市

はじめに

南海トラフ地震は、今後30年以内に70%～80%程度の高い確率で発生することが予測されており、激しい揺れによる被害のほか、直後に襲ってくる津波により甚大な被害が発生することが懸念されています。

県が平成25年2月に公表した大分県津波浸水予測調査報告によると、国東市における最大津波高は安岐町塩屋で5.23m、最短到達時間（1m津波高）は1時間10分とされています。また、同年3月に公表した大分県地震津波被害想定調査では、南海トラフ地震による県内における死者数は最大約22,000名（冬午後6時）であり、そのほとんどが津波によるものとされています。

その一方で、地震発生後地域の皆さんが迅速に避難し、呼びかけ等が有効に行われた場合は、死者数は約700名まで軽減されることも報告されています。

このため、本市における津波避難対策の基本的な対応をより明確に規定し、自主防災組織等が、実効性の高い「地域津波避難行動計画」を作成できるよう、国東市津波避難計画を作成します。

計画の修正について

この計画は、地域や市町村で行う津波避難訓練の検証等を踏まえ、適宜検討を重ね、必要があるときはこれを修正するものとします。

1 避難対象地域等

大分県津波浸水予測調査報告による南海トラフ地震における各地域の最大津波高・最短到達時間（1m津波高）は次のとおりです。

地点名	最大津波高（m）	津波到達時間（1m津波高）
国見町伊美港	2.82	—
国東町国東港	3.02	1時間22分
武蔵町武蔵港	3.26	1時間15分
安岐町塩屋	5.23	1時間10分

津波から避難が必要な地域は国東市内に52行政区あり、次のとおりです。

町名	対象行政区（自主防災組織）
国見町	岡（92）、国見浦手（141）、鬼籠（89）、櫛海（92）、川西（87）、本城（100）、浜中（105）、下櫛来（93）、古江（33）、下岐部（109）、小熊毛（104）、大熊毛（125）、向田（81）
国東町	浜陽（71）、浜陰（75）、奈良原（20）、深江（41）、塩屋（83）、柳（61）、富来浦手（98）、松原（183）、浜崎（68）、富来（63）、田深（441）、北江（93）、安国寺（200）、今在家（205）、興導寺（503）、小原（290）、黒津（110）、下治郎丸（87）、綱井（127）、重藤（130）
武蔵町	池ノ内（138）、内田（96）、藤本（34）、古市下（79）、古市上（46）、糸原下（178）、糸原上（330）、南糸原（118）、今市（68）
安岐町	中園（158）、上馬場（55）、下馬場（108）、下原上（157）、下原港（129）、下原中（106）、下原下（50）、塩屋第1（113）、塩屋第2（181）、西本（140）

※（ ）内の数字は、対象世帯数。

2 緊急避難場所（津波避難場所）

国東市の緊急避難場所（津波避難場所）は海拔10m以上の場所を指定しており、次のとおりです。津波の発生状況によっては、より高い場所への移動等が必要となります。

市が指定する緊急避難場所（津波避難場所）などを参考に、各地域ごとに避難目標地点を定めてください。

	対象地域	行政区名	緊急避難場所
1	国見町	岡	岡公民館、西村地区高台、グループホーム「あじさい」、大高島地区高台
2	国見町	国見浦手	赤崎神社、コミュニティタクシー「清水2号」上、グループホーム「あじさい」、小高島方面高台、小野田地区高台
3	国見町	鬼籠	普門寺、円浄寺、グループホーム「あじさい」
4	国見町	櫛海	山神社、稲荷社、妙光寺東側高台、国広宅への農道高台、一反田農道高台、オリーブ園横高台、おの山道路高台
5	国見町	川西	種田地区高台、国東高校双国校体育館、稲荷様上、川西峯地区高台、天神社裏山、国見病院屋上、磯崎氏宅、慈雲寺
6	国見町	浜中	国東高校双国校体育館、川西 峯地区高台、天神社裏山（丸山）、国見ユースホテル、本城地区高台（江原墓所横）
7	国見町	本城	国見ユースホテル、本城地区高台（江原墓所横）、国東高校双国校体育館 衣笠慎吾氏宅前、金久団地
8	国見町	下櫛来	古櫛トンネル上、旧国道、城山社、櫛来東山2号幹線（東山高台）、西山高台、
9	国見町	古江	古櫛トンネル上 旧国道、林道 両崎線
10	国見町	下岐部	旧水ヶ元トンネル前、旧熊毛郵便局、城山高台、長瀬トンネル前、小江地区高台、胎蔵寺
11	国見町	小熊毛	常光寺、西の上バス停、面木港地区裏山（楠戸トンネル上）
12	国見町	大熊毛	龍潜寺、日吉社、本谷浜地区高台、影地区高台（大向11号幹線）、内迫地区高台（内迫大池付近）、島田地区高台、大向6号幹線、藤ノ木トンネル付近
13	国見町	向田	向田高齢者活動促進施設「ふれあい」、中ノ迫地区高台 小迫トンネル付近高台、天満社
14	国東町	浜陽	来浦活性化センター、立平地区高台、国本氏宅庭
15	国東町	浜陰	来浦活性化センター、砂防ダム、森光氏宅横、浜陰バイパス、藤原氏宅前
16	国東町	奈良原	恵比寿神社、パシフィックブルーゴルフ

17	国東町	深江	クリーンセンター、秋葉社上り口、勘造地区前農免道路、パシフィックブルーゴルフ
18	国東町	塩屋	クリーンセンター、妙見山
19	国東町	柳	羽田新池北側、ウッドミル、碓石
20	国東町	富来浦手	簡易水道水源池、城山
21	国東町	松原	簡易水道水源池
22	国東町	浜崎	巢舟墓地、丸山
23	国東町	富来	富来区公民館
24	国東町	田深	国東中学校
25	国東町	北江	国東中学校、島岡ボデー、青山氏宅倉庫、桧氏宅、中谷清氏宅
26	国東町	安国寺	安国寺公民館、国東小学校
27	国東町	今在家	今在家上の台
28	国東町	興導寺	国東高等学校
29	国東町	小原	大神宮様、小原集会所、寺川建設、バイオ病理研究所
30	国東町	黒津	黒津公民館
31	国東町	下治郎丸	経蔵寺駐車場、市営ゲートボール場
32	国東町	綱井	旭日小学校、綱井公民館
33	国東町	重藤	陰平地区山道、重藤団地、観音堂
34	武蔵町	池ノ内	石田農園、浄水場前広場、日向裏農道広場、御霊社裏広場、影平裏山広場、蓮華寺前広場
35	武蔵町	内田	鶏舎跡地、地蔵様、裏山、農道山神影線、美郷付近高台
36	武蔵町	藤本	B & G 海洋センター、美郷付近高台
37	武蔵町	古市下	B & G 海洋センター、美郷付近高台
38	武蔵町	古市上	B & G 海洋センター、美郷付近高台
39	武蔵町	糸原下	糸原第2公民館、無田毘沙門堂、連佛館、莊園山の手公民館
40	武蔵町	糸原上	月山団地広場、糸原第2公民館、赤禿公民館、市場台、原集会場
41	武蔵町	南糸原	南糸原公民館、大海田公民館
42	武蔵町	今市	市営グラウンド、美郷付近高台、武蔵中学校
43	安岐町	中園	市役所安岐総合支所

44	安岐町	上馬場	大儀寺、弘法大使
45	安岐町	下馬場	最廣寺
46	安岐町	下原上	原口住宅、安岐小学校
47	安岐町	下原港	安岐小学校
48	安岐町	下原中	安岐体育館、千人塚、11区公民館
49	安岐町	下原下	安岐小学校、安岐体育館
50	安岐町	塩屋第一	13区公民館、14区公民館
51	安岐町	塩屋第二	13区公民館、京製メック駐車場、14区公民館、 荒巻高台
52	安岐町	西本	木野地区、西本区活性化センター、西本剣神社社務所

3 避難路、避難の方法

避難対象地域から避難先までの向かう避難経路をハザードマップや沿岸地域各所に表示しています。海拔表示板などを確認しながら設定してください。また、避難経路については次のような点に留意し、設定します。

- ・十分な幅員が確保されているかどうか。
- ・ブロック塀の崩壊、落下物の危険性がないかどうか。
- ・橋梁を利用する場合は、耐震性が確保されているかどうか。
- ・海岸や河川沿いの道路を避けるルートであるかどうか。
- ・津波に向かって避難するルートになっていないかどうか。
(海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける。)
- ・通り慣れた道路かどうか。
- ・避難所まで分かりやすい道順となっているかどうか。
- ・複数の迂回路があるかどうか。

避難の方法は、原則として徒歩とします。災害時要援護者（避難行動要支援者）がいる場合や避難困難地域など、避難に自動車を用いる場合は、自動車利用による渋滞や徒歩避難者の安全かつ円滑な避難の妨げにならないよう地域での話し合いにより、避難の方法をあらかじめ決めておきましょう。

4 避難所（長期にわたって避難できる場所）

津波等の差し迫った危険性がなくなった後、地域の皆さんが自宅の倒壊やライフラインが使用できない等の場合の避難所は次のとおりです。

	対象地域	行政区名	避難所
1	国見町	岡	竹田津改善センター
2	国見町	国見浦手	竹田津改善センター
3	国見町	鬼籠	竹田津改善センター
4	国見町	櫛海	竹田津改善センター
5	国見町	川西	生涯学習センターみんなかん
6	国見町	浜中	生涯学習センターみんなかん
7	国見町	本城	生涯学習センターみんなかん
8	国見町	下櫛来	B & G 海洋センター
9	国見町	古江	B & G 海洋センター
10	国見町	下岐部	熊毛小学校体育館
11	国見町	小熊毛	熊毛地区公民館
12	国見町	大熊毛	熊毛地区公民館
13	国見町	向田	熊毛地区公民館
14	国東町	浜陽	来浦活性化センター
15	国東町	浜陰	来浦活性化センター
16	国東町	奈良原	来浦活性化センター
17	国東町	深江	富来小学校
18	国東町	塩屋	富来小学校
19	国東町	柳	富来小学校
20	国東町	富来浦手	富来小学校
21	国東町	松原	国東体育館
22	国東町	浜崎	国東体育館
23	国東町	富来	旧大恩小学校
24	国東町	田深	国東中学校
25	国東町	北江	国東中学校

26	国東町	安国寺	国東小学校、アストくにさき和室
27	国東町	今在家	国東小学校、アストくにさき和室
28	国東町	興導寺	国東高等学校
29	国東町	小原	小原小学校
30	国東町	黒津	小原小学校
31	国東町	下治郎丸	旭日小学校
32	国東町	綱井	旭日小学校
33	国東町	重藤	旭日小学校
34	武蔵町	池ノ内	B & G海洋センター
35	武蔵町	内田	B & G海洋センター
36	武蔵町	藤本	B & G海洋センター
37	武蔵町	古市下	中央公民館
38	武蔵町	古市上	中央公民館
39	武蔵町	糸原下	糸原第一公民館、糸原第二公民館
40	武蔵町	糸原上	糸原第一公民館、糸原第二公民館
41	武蔵町	南糸原	保健福祉センター
42	武蔵町	今市	中央公民館
43	安岐町	中園	安岐中央公民館、安岐総合支所、安岐中学校、安岐中央小学校
44	安岐町	上馬場	安岐体育館、安岐小学校
45	安岐町	下馬場	安岐体育館、安岐小学校
46	安岐町	下原上	安岐体育館、安岐小学校
47	安岐町	下原港	安岐体育館、安岐小学校
48	安岐町	下原中	安岐体育館、安岐小学校
49	安岐町	下原下	安岐体育館、安岐小学校
50	安岐町	塩屋第一	安岐体育館、安岐小学校
51	安岐町	塩屋第二	安岐体育館、安岐小学校
52	安岐町	西本	南安岐地区公民館、安岐児童館、老人憩いの家

※福祉避難所

一般の避難所では避難生活に支障がある要配慮者の避難所は次のとおりです。市が避難者の状況を把握したうえで施設管理者との協定に基づき開設

します。

施設名	所在地
姫見苑	国東市国見町伊美3855番地
くにみ苑	国東市国見町岐部3910番地
鈴鳴荘	国東市安岐町下山口58番地
むさし苑	国東市武蔵町糸原2368番地
松寿園	国東市国東町富来浦2368番地1
鈴鳴荘朝来サポートセンター	国東市安岐町朝来144番地
くにさきの郷	国東市国東町浜崎2757番地
ショートステイはるかぜ	国東市国見町大熊毛182番地
小規模多機能型 カトレア	国東市国見町伊美2409番地1
ウェルハウスしらさぎ	国東市安岐町瀬戸田1035番地9
メディケア亀寿苑	国東市国東町田深665番地4
大樹	国東市国見町伊美2617番地2
秀溪園	国東市武蔵町手野1065番地2
三角ベース	国東市安岐町下山口63番地2
輝くピアホーム	国東市国東町田深1450番地
地域活動支援センターポケット	国東市武蔵町古市1096番地1

5 初動体制

職員は下記の基準により参集するものとします。

配備体制	参集基準	動員体制
災害対策連絡室	・市内で震度4の地震が発生したとき。	総務課防災係 建設課工務係長 農政課耕地係長 各支所地域振興課 その他連絡室要員

災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱の地震が発生したとき。 ・大分県瀬戸内海沿岸に「津波注意報」が発表されたとき。 	全管理職職員 総務課防災係 建設課工務係長 農政課耕地係長 各支所地域振興課 その他警戒本部要員
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5強以上の地震が発生したとき。 ・大分県瀬戸内海沿岸に「津波・大津波警報」が発表されたとき。 	全職員

6 津波情報の伝達

津波情報は、全国瞬時情報システム（J-ALERT）により受信し、防災行政無線（同報系）を自動起動させ、地域の皆さんへ伝達します。

また、必要があるときは、職員が広報車等を使って伝達を行います。

（1）地域の皆さんへの伝達

伝達手段	伝達対象	伝達内容	実施担当
防災行政無線	住民 海岸付近滞在者	津波情報 海面監視情報 避難勧告・指示の内容	総務課
サイレン	住民 海岸付近滞在者	※(2)サイレンの吹鳴、 休止間隔参照	総務課
広報車 消防車	住民 海岸付近滞在者	津波情報 海面監視情報 避難勧告・指示の内容	総務課 国東市消防本部 国東市消防団

（2）サイレンの吹鳴、休止間隔

区 分	サイレン
-----	------

津波注意報	サイレン音（約10秒）→約2秒休止×2回
津波警報	サイレン音（約5秒）→約6秒休止×2回
大津波警報	サイレン音（約3秒）→約2秒×3回

※上記サイレンと津波警報等が気象庁から発表された旨のアナウンスを1セットとして3回繰り返します。

※上記サイレンは、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の津波警報等の標準サイレン音（全国統一基準）を用いています。

7 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令

津波が発生し、又は発生する恐れがあり避難が必要と認める場合には、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令します。

（1）発令基準

種別	基準
避難準備情報 （※1）	大分県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたとき
避難勧告	津波警報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき
避難指示	大津波警報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき

※1 津波注意報の発表について知らせるとともに海外付近に近づかないよう呼びかけを行う。

（2）避難準備情報・避難勧告・避難指示の伝達

避難準備情報・避難勧告・避難指示等は、防災行政無線及び広報車等により周知、徹底を図ります。

8 津波防災教育・啓発

津波の被害が広範囲で甚大となる恐れがあることから、地域の皆さんが「自らの命は自ら守る」という観点のもと、何よりも迅速な避難を行うことが重要となります。地域の皆さんの意識を高めるため、市報やホームページなどを活用しながら様々な機会をとらえて津波の特性、避難時の心得、

避難方法などについて啓発を行います。

津波防災教育・啓発の場	手段・方法	内 容
小学校、中学校	授業、特別活動	ビデオなどの資料を用いて、津波防災啓発を行う。
	避難訓練	地域の実情に即した実践的な訓練を行う。
自治会	講習会	防災アドバイザー派遣事業等を活用し、津波防災教育を行う。

9 避難訓練

市では毎年9月に市内一斉の防災避難訓練を実施します。津波からの迅速かつ安全な避難体制を確立するため、訓練実施後は、訓練方法等に関する検証を行い、地域の実情に即した、より実践的な訓練の実施を図るとともに災害時要援護者（避難行動要支援者）を支援する体制整備を推進します。

10 地域津波避難行動計画の作成、見直しの支援

市では、地域の皆さんが主体となって地域津波避難行動計画の作成、見直しができるよう、次のような支援を行います。

〈支援の例〉

- ・ 防災アドバイザー等の派遣
- ・ ワークショップの運営支援（必要な資料、用品、情報の提供等）
- ・ 地域の皆さんが主体となった避難訓練の実施
- ・ 避難訓練の検証を踏まえ、地域の皆さんから提案のあった防災対策への支援
- ・ その他、市が実施すべきと認められる支援